

第5回 民友杯U-12サッカー交流大会

実施要項

- 1、主 旨 福島県全域の震災・原発復興を祈念し、少年・少女サッカーにより地域に元気と勇気を発信し、また、サッカー競技を通じて健全な心身の育成を目指すと共に、県内チームの交流・親睦・技術の向上を目的とする。
- 2、主 催 一般財団法人 福島県サッカー協会
- 3、共 催 福島民友新聞社
- 4、後 援 檜葉町、広野町
- 5、主 管 一般財団法人福島県サッカー協会4種委員会、相双サッカー協会4種委員会
- 6、日 程 2023年7月15日（土）、16日（日）
- 7、会 場 Jヴィレッジ 7番ピッチ・8番ピッチ
- 8、参加資格 ①大会実施年度に公益財団法人日本サッカー協会（以下JFA）第4種に登録したチーム。
②各地区より推薦を受けたチーム（混成チームを含む）。
※FA4種委員会にて最終決定する。
③登録した単一チームから複数チームの参加を可能とする。
④上記チームに所属する選手であり、JFAの選手証を有するもの。
- 9、チーム構成 ①チームの編成は、引率指導者10名エントリーの中から2名以上5名以内、選手16名以内とする。
②引率指導者は当該チームを掌握指導する責任ある指導者であること。
③参加選手は健康であり、且つ保護者の同意を得ること。
④参加チームは傷害保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入していること。
- 10、参加費 15,000円／1チーム
※2023年6月25日（日）までに下記口座へ振り込むこと。
東邦銀行 大槻支店 普通 379919
一般財団法人 福島県サッカー協会 会長 菅野 貴夫
- 11、大会形式 県北6・県南6・会津4・相双4・いわき4の枠数で地区から推薦を受けた24チームを3グループに分け、さらに1グループ（8チーム）を2ブロックに分けリーグ戦を行いブロック順位を決める。
その後、各グループ毎に2ブロック同順位同士によるグループ別順位決定戦を行

い最終順位を決定する。

12、競技規則 JFA 制定「8人制サッカールールと審判方」の「8人制サッカールール」による。但し、以下の項目については大会規則を定める。

- ①試合時間は30分（15分ハーフ）とし、予選リーグは延長戦を行わない。
順位決定戦で勝敗が決しない場合は、PK方式により順位を決定する。グループ優勝戦については10分間（5分ハーフ）の延長戦を行い、なお決しない場合はPK方式により優勝チームを決定する。
- ②予選リーグの順位は、勝点方式とし（勝3点・引き分け1点・負0点）、同点の場合は、得失点差・総得点・当該チーム同士の勝敗・抽選の順で決める。
尚、予選リーグで参考試合が発生した場合は、当該チームの予選のすべての成績を除き、順位を決定する。また、参考試合になった当該チームの予選順位はリーグ最下位とする。
- ③選手登録は16名以内とし、選手交代は8名の自由な交代とする。試合成立最少人数は6名とし、下まわった場合は参考試合とする。但し、治療等のため一時ピッチ外に出ることを主審に指示された場合は除く。
- ④試合開始前にメンバー表2部を主審に提出すること。
- ⑤本大会に参加する選手は、JFAの発行した選手証（電子選手証）を持参しなければならない。但し写真貼付により顔の認識ができるものであること。
不携帯の選手は、当該試合の出場を認めない。
*選手証とは、JFA WEB システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またはスマートホンやPC等の画面に表示されたものを示す。
- ⑥選手証の提示は各チーム1試合目の以前までに行なう。何らかの理由があつて選手証の提示がない場合、当該チームの予選リーグ戦は全て参考試合とする。
- ⑦ユニフォームは参加申込書に記載した登録ユニフォームを着用すること。
ただし、ユニフォーム（ゴールキーパーを含む）のうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
選手番号について1～99を使用し、0は認めない。
- ⑧試合球は4号公認球とし、大会本部で用意する。
- ⑨各チーム、審判員を2名帯同すること。各試合において、1人の主審と2人の副審および第4審の4人制審判にて行う。
- ⑩アディショナルタイムの表示については実施しない。
- ⑪負傷した競技者の負傷の程度を確かめるために入場を許される引率指導者の数は2名以内とする。
- ⑫本大会において退場を命じられた選手は次の1試合に出場できず、それ以降の処置については本大会規律委員会で決定する。また、本大会において異なる試合において警告を受け、その数が2になった競技者は次の試合に出場できない。
- ⑬試合中、降雨・雷の際は大会本部の判断で中断する。再開方法は中断から20分様子を見て、再開が難しい場合、前半終了前はスコアに関係なく再試合とする。前半終了後は、そこで勝敗を決する。ただし、順位決定戦で同点の場合はコイントスにて勝利チームを決定する。
- ⑭ソックスにテープまたはその他の材質のものを外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。

⑮アンダーシャツ・アンダーショーツ及びタイツの色はチーム内で同色を利用の場合はその色を認める。

13、懲 罰

- (1) (一財)福島県サッカー協会理事会の決定に基づき、第5回民友杯U-12サッカー交流大会に大会規律委員会を設置し、(一財)福島県サッカー協会規律・裁定委員会は(公財)日本サッカー協会の懲罰規定第3条(以下、懲罰規定という)により委任された所管する懲罰権の一部を懲罰規定第25条に基づき当該大会規律委員会へ再委任する。
- (2) 前項の再委任の範囲は、戒告、譴責及び1試合以下の出場停止処分の懲罰に限るものとする。
- (3) 委員構成
委員長：(一財)福島県サッカー協会 大井川恵一規律・裁定委員会委員長
委員：今野博文、坂本和夫

14、開 会 式 各チームの選手が大会本部下の7番ピッチに集まり12:00より行う。

15、閉 会 式 実施しない。表彰に関しては表彰対象チーム・個人へ行う。

16、監督会議 7月15日(土)午前8時30分より大会本部前にて行う。
※各チーム指導者1名出席すること。

17、マッチコーディネーションミーティング
実施しない。

18、表 彰 各グループ優勝チームへ、賞状・トロフィー・メダルを授与する。
その他、個人賞(最優秀選手、優秀選手、GK賞、なでしこ賞、大会役員賞)あり。

19、そ の 他 ①大会参加にあたっては、使用制限・立ち入り禁止区域・ゴミの処理など会場責任者の指示に従うこと。
②試合の組合せは、福島県サッカー協会4種委員会で協議決定する。

20、参加申込 ①福島県サッカー協会4種ホームページよりエントリー表をダウンロードし、参加チームは必要事項を記入し、各地区の4種委員長へ申し込むこと。なお、各地区の4種委員長は取りまとめて下記の大会事務局へ申し込むこと。
(チーム単独での申込みは受け付けない)
※なお、申込みについてはメールで送信すること。
②申込締切り 2023年6月25日(日) 事務局必着

21、宿泊・弁当申込みについて(4種ホームページにアップします)

宿泊・弁当が必要なチームは、2023年7月4日（火）までにJヴィレッジ
へチーム単位にて直接申込みしてください。

担当 愛川 aikawa.y@j-village.jp 080-5552-1300

<大会事務局>

相双サッカー協会 4種委員会

委員長 佐山飛鳥

MAIL: fc.haraichi@gmail.com